

県政ひざづめ談議実施要領

(事業の目的)

第1 この事業は、県民と知事が直接、県の現状や将来、あるいは県政全般の諸施策などについて、普段着の対話を行うことにより、県民の生の意見・要望等を把握し、それらを県政に反映させるとともに、県民総参加の県政を推進することを目的とする。

(県政ひざづめ談議)

第2 前項の目的を果たすため、県民と知事との対話「県政ひざづめ談議」を実施する。

(実施単位)

第3 「県政ひざづめ談議」の実施単位は、市は単独、町村は近隣町村の組合せを原則とする。ただし、テーマや地理的条件等によっては、市と町村の組合せ、町村での単独実施も行うものとする。

(実施方法)

第4 「県政ひざづめ談議」は、広聴広報課が市町村の協力を得て企画運営を行うものとする。

2 「県政ひざづめ談議」は、実施単位毎の特色や課題に配慮したテーマを設定し、関係団体またはグループ、関係者等の活動する地域で意見交換を行う訪問対話とする。

3 「県政ひざづめ談議」への県側出席者は、知事、広聴広報課長とする。ただし、必要に応じ関係課長等が出席するものとする。

(広聴情報処理)

第5 広聴広報課長は、「県政ひざづめ談議」の結果について、広聴情報処理要領により処理するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、広聴広報課長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成18年4月1日施行の「県民との対話実施要領」は廃止する。